

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第58回

中国への進出(その5)－販売会社

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

近年、外国企業が出資して中国国内に設立した企業である外商投資企業が行うことができる業種は、段階的に拡大する傾向にある。かかる流れの中で、昨年、独資企業形態の販売会社が原則として解禁された。この規制緩和は、市場としての重要性が増している中国において、外国企業の中国市場参入のチャンスを広げるものとして、特に注目されている。そこで、今回は、中国において外国企業が設立する販売会社について検討することとしたい。

一 小売、卸売業の規制緩和

Q1: 小売業を営む日本企業A社は、人口の多い中国において、将来、日本と同様の小売業を展開することを希望しています。そして、昨年、中国において外国企業による小売業に関する規制緩和がなされたと聞きました。そこで、昨年実行されたという小売業に関する規制緩和の内容を教えてください。

A1: 昨年、販売業に関する規制緩和が行われる前は、外国企業が中国国内で小売業や卸売業を営もうとする場合には、中国企業と共同で外商投資企業を設立する必要がありました。また、出資する企業や設立される外商投資企業の規模などにも制限があり、比較的大規模な出資が必要でした。

しかし、昨年の規制緩和により、外国企業による100パーセント出資の独資企業も、中国において小売業、卸売業、フランチャイズ経営などを行うことができるようになりました。また、外商投資企業の資本制限なども規制緩和されたため、小規模な出資による設立が可能となりました。

そのため、従来は、中国において小売業や卸売業を営む企業を設立するのは、例えば、イトーヨーカ堂のような巨大な小売・卸売企業でなければ困難でしたが、これからは、中小企業でも中国において小売業や卸売業を営む企業を設立することができるようになる可能性が出てきたと言えます。

中華人民共和国外商投資商業企業試行弁法(以下「商業企業試行弁法」という)の下においては、①100パーセント外国資本の独資企業は、小売業や卸売業などを営むことができず、②小売業を営む外商投資企業の出資者である外国企業は、申請前3年間の平均年間売り上げが20億米ドル以上(卸売業の場合には、25億米ドル以上)で、申請前1年の資産総額が2億米ドル以上

(卸売業の場合には、3億米ドル以上)でなければならず、③小売業を営む場合には、登録資本金が原則として5千万人民元以上(卸売業の場合には、8千万人民元以上)でなければならないなど、非常に厳しい制限が課されていた(商業企業試行弁法参照)。

ところが、2004年6月1日、中華人民共和国外商投資商業領域管理弁法(以下「商業領域管理弁法」という)が施行されたことにより、出資者の平均売上・資産総額及び登録資本金の規制が緩和された。さらに、同年12月11日より、外国投資者の出資比率の規制も緩和され、100パーセント外国資本の独資企業が小売業や卸売業を営むことができることとなったため(商業領域管理弁法第21条)、外国企業が比較的簡単に中国において小売業や卸売業を営む外商投資商業企業である販売会社を設立することが可能となった。

外国企業が中国において小売業や卸売業を営む外商投資商業企業を設立する要件は、以下のとおりである。

- ① 外国投資者が良好な信用を有していること(商業領域管理弁法第6条)
- ② 設立する外商投資商業企業の登録資本金が小売業の場合には30万人民元以上、卸売業の場合には50万人民元以上であること(商業領域管理弁法第7条第1項、会社法第23条)
- ③ 外商投資企業の登録資本及び投資総額に関する規定に合致すること(商業領域管理弁法第7条第2項)
- ④ 外商投資商業企業の経営期間が原則として30年を超えないこと、中西部に設立された場合には、経営期間が40年を超えないこと(商業領域管理弁法第7条第3項)

主要な改正点を表にまとめると表1のとおりとなる。

表1

	商業企業試行弁法(旧法)	商業領域管理弁法(現行法)
外国側出資比率	原則:外国側出資比率49パーセント以下	外国側出資比率100パーセント可能 ※店舗数などの制限あり(商業領域管理弁法第18条) ※2004年12月11日以降
設立する企業の登録資本	5千万人民元(小売業) 8千万人民元(卸売業) ※都市部についてのみ	30万人民元(小売業) 50万人民元(卸売業)
設立する企業の地域制限	省都、自治区首府、直轄市、計画独立都市及び経済特区に限定	なし ※2004年12月11日以降
外国投資家の条件	資産 2億米ドル以上(小売業) 3億米ドル以上(卸売業) ※申請前1年間の資産総額	なし

	額		
	年間売上	20億米ドル以上(小売業) 25億米ドル以上(卸売業) ※過去3年平均の年間売上	なし

なお、理論上は、以上のとおり、設立する外商投資商業企業の登録資本金が小売業の場合には30万人民元以上、卸売業の場合には50万人民元以上であればよくなったものの、最低登録資本金の金額に合わせて会社を設立することはそれほど多くはなく、各社のビジネスにおいて必要とされる規模に合わせて登録資本金を決定することになるであろう。また、増値税の納付にあたり、小規模納税者となると、仕入増値税額控除が認められなくなってしまうため、この点を考慮して、できるだけ確実に一般納税者として認定されるようにするために登録資本金を500万人民元以上に設定することも多い(「新設商業貿易企業の増値税徴収管理問題に関する緊急通知」及び「新設商業貿易企業の増値税徴収管理問題に関する補充通知」参照)。

二 外商投資商業企業(販売会社)の業務範囲

Q2: 日本においてフランチャイズ業を営んでいる日本企業A社は、これからの中国の経済発展を見据えて、中国において外商投資商業企業を設立することを計画しています。外商投資商業企業は、フランチャイズ業を営むことができるのでしょうか。外商投資商業企業が行うことのできる業務を教えてください。

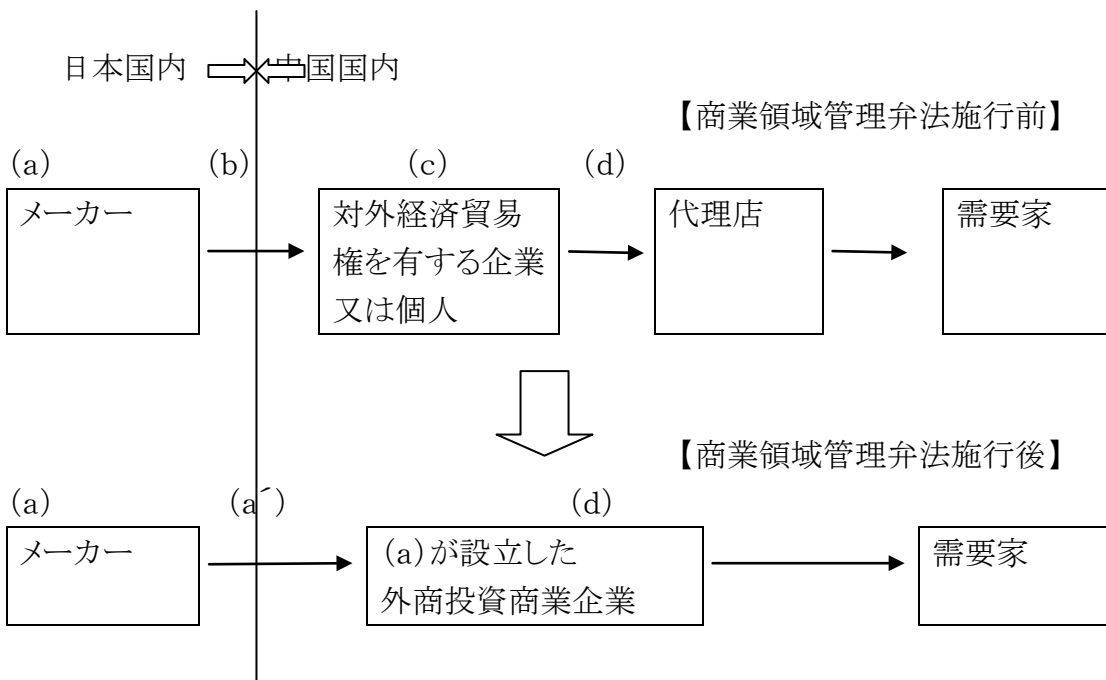
A2: 外商投資商業企業は、商品などを代理して販売するコミッション代理、卸売、小売のほか、他人に商標・商号や経営モデル等を使用する権利を許諾するフランチャイズ経営を行うことができます。

商業領域管理弁法第3条は、外商投資商業企業が行う業務を以下のとおり規定している。

- ① コミッション代理: 貨物の販売代理業、仲介人若しくは競売人又はその他卸売業者が費用を受け取り、契約に基づき他人の貨物について行う販売及び関連する付随サービス
- ② 卸売: 小売業者並びに工業、商業及び機構等の顧客又はその他の卸売業者に対する貨物の販売及び関連する付随サービス
- ③ 小売: 固定の場所において又はテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じて、個人又は団体の消費に使用する貨物の販売及びこれに関連する付随サービス
- ④ フランチャイズ: 報酬又はフランチャイズ料を得るため、契約を締結することにより他人にその商標、商号又は経営モデル等を使用する権利を与えること

商業領域管理弁法の施行により、例えば、日本のメーカーが中国の需要家に対して商品を販売

する際に、(a) 日本のメーカー→(b) 対外経済貿易権を有する企業又は個人→(c) 代理店→(d) 需要家という流れをたどっていた場合、これからは、(c) 代理店を日本のメーカーの子会社又は関連会社として設立することができることとなった。また、外商投資商業企業を設立すれば、商品の輸出入を行うことができるので(商業領域管理弁法第9条第1項)、(b) 対外貿易権を有する企業又は個人を通す必要もなくなった。



また、既に中国国内に外商投資企業が設立されている場合には、その企業の経営範囲を変更することにより、①コミッション代理、②卸売、③小売、④フランチャイズ業を営むことができることとなった。例えば、生産のために設立された外商投資企業は、これまで、自己が生産した製品しか中国国内において販売することができなかったが、商業領域管理弁法の施行により、経営範囲を変更することによって、自己の製品のみならず、他社の製品も仕入れて、中国国内において販売することができるようになった。ただし、注意が必要なのは、生産型企業が経営範囲を変更して、従来どおり生産を行なうと共に、自己以外が生産した製品を販売する場合、その他社製品の販売収入が、当該企業の総販売額の30パーセントを超えると、生産型企業としての優遇税制を受けられなくなる可能性があることである(「外商投資非商業企業が販売の経営範囲を追加することに関する商務部の通知」付属書類1参照)。

なお、外商投資企業がフランチャイズ活動を行なう場合には、商業領域管理弁法だけでなく、2005年2月1日に施行された、中華人民共和国商業フランチャイズ管理弁法(以下「フランチャイ

ズ管理弁法」という)にも従わなければならない。フランチャイズ管理弁法は、フランチャイザーとフランチャイジーの契約に規定すべき内容(フランチャイズ管理弁法第13条)、契約が原則として3年以上であること(フランチャイズ管理弁法第15条)、契約に際して、フランチャイザーがフランチャイジーに対して、一定の情報を提供しなければならないこと(フランチャイズ管理弁法第19条)などを定めている。

三 外商投資商業企業(販売会社)の取扱商品の制限

Q3: 日本において小売業を営んでいる日本企業A社は、中国において小売業を行うために外商投資商業企業を設立することを決定しました。そこで、外商投資商業企業が販売することができない物品があれば教えて下さい。

A3: 外商投資商業企業は、許可を受けることによって、複数の種類の商品を取り扱うことができます。しかし、小売業を営む外商投資商業企業は、2006年12月11日までは、化学肥料を扱ってはならず、タバコは無期限に扱ってはなりません。その他、外商投資商業企業が図書、新聞、定期刊行物の販売、ガソリンスタンドの経営、薬品販売、自動車販売などを行う場合には、それぞれに定められた法令に従わなければなりません。

なお、商務部から許可を得る際に、事実上、取扱商品を制限される可能性は否定できません。

小売業を営む外商投資商業企業は、2006年12月11日までは、化学肥料を扱ってはならず(商業領域管理弁法第17条第8項)、タバコは無期限に扱ってはならない(商業領域管理弁法第17条第9項)。

卸売業を営む外商投資企業は、2006年12月11日までは、化学肥料、石油製品及び原油を扱ってはならず(商業領域管理弁法第17条第7項)、塩、タバコは無期限に扱ってはならない(商業領域管理弁法第17条第9項)。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期刊行物を扱う場合には、「外商投資図書・新聞・定期刊行物販売企業管理規則」に従わなければならない(商業領域管理弁法第17条第2項)。また、外商投資商業企業が、ガソリンスタンドを経営し、石油製品の小売に従事する場合には、経営施設が現行の国家基準、消防、環境保護などの要求に従わなければならない(商業領域管理弁法第17条第3項)。さらに、外商投資商業企業が、薬品販売、自動車販売などを行う場合には、それぞれに商務部が定めた実施規則に従う必要がある(商業領域管理弁法第17条第4項、第5項)。